

資 評 研 発 第 4 号
2025 (令和 7) 年 2 月 10 日

各 道 府 県 総 務 部 長 様
(市町村税担当課扱い)
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 様
(市町村課・固定資産評価課扱い)

一般財団法人資産評価システム研究センター
理 事 長 米 田 耕 一 郎

固定資産税路線価等公開情報の集約に係るデータの提供について（依頼）

平素から、当センターの事業運営につきましては、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、路線価等集約事業として固定資産税路線価等公開情報の集約を行っております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、貴都道府県内市町村にこの旨をご通知いただくとともに、同時に送付した「評価センター提供用データの提供要領等について」（市町村用No.1）及び「評価センター提供用データの作成マニュアル」（市町村用No.2）を配付くださるようお願いいたします（6（1）により不要のご連絡をいただいていた都道府県には送付しておりません）。

また、下記によりお取りまとめいただき、当センターまでご提供くださいますようお願いいたします。

記

1 当センターへの提供物

- ・ 貴都道府県内市町村の令和7年度課税分の固定資産税路線価等公開情報（路線価、標準宅地）に係るデータ
- ・ 別紙1
- ・ 別紙2（該当なしの場合も提出）

2 各都道府県から当センターへの提供期限

2025（令和7）年4月16日（水）

※梱包に当たっては、搬送中に毀損することのないよう十分に留意してください。

3 対象となるデータ

- (1) 令和7年度課税分の固定資産税路線価等公開情報に係るデータです。
- (2) 地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく令和7年度における土地の価格に関する修正（下落修正措置）を行う市町村及び令和6年中に状況類似地域（区）、路線価線、標準宅地の見直しを行い位置等に変更が生じた市町村が対象となります。
- (3) 宅地の評価方法において、路線価に基づいた「市街地宅地評価法」を適用せず、「その他の宅地評価法」を全域で適用している市町村も対象となります。

また、市町村から提供されたCD-R、DVD-R(以下「CD等」という。)に、「評価センター提供用データの提供要領等について」(市町村用No.1)の「4 データの提供方法について」に定める記載事項が記載されているかご確認をお願いします。

4 別紙1、2について

- (1) 別紙1について、提供いただくCD等の枚数を市町村ごとに記入してください。
- (2) 別紙2について、令和7年度課税において土地の価格に関する修正(下落修正措置)を行わなかった市町村をとりまとめ、記入してください。
なお、別紙2に該当する市町村がない場合は「該当なし」と記載のうえ送付してください。

5 送付先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目4番10号 虎ノ門35森ビル8階
一般財団法人資産評価システム研究センター 業務部
TEL : 03-5404-7781 e-mail : teisyutsu@recpas.or.jp

6 その他

- (1) 貴都道府県内市町村への通知をメールで行う等、同封している市町村用資料が不要の場合は、上記5のメールアドレス宛にご連絡をお願いします。次年度より資料の送付を停止させていただきます(依頼文のみ送付いたします)。
なお、本送付の「依頼文」、「評価センター提供用データの提供要領等について」(市町村用No.1)及び「評価センター提供用データの作成マニュアル」(市町村用No.2)の一式は、当センターホームページにPDF形式で掲載します。
- (2) 集約した固定資産税路線価等の公開情報を、都道府県単位でDVD-ROMに取りまとめ、都道府県及び市町村に7月中に配付する予定です。また、当センターホームページで公開している「全国地価マップ」に、加工等せず7月中に掲載する予定です。(https://www.chikamap.jp/)

